

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気、出産、冠婚葬祭などで家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や経済的な理由等で母子を保護する必要がある場合は、7日間を限度として児童又は母子が施設に入所することができます。

利用者負担金（1日）	0歳～2歳未満	5,350円
	2歳～18歳未満	2,750円
	母親	750円

（ただし、所得状況に応じて市が負担する制度があります。）

子育て支援ヘルパー派遣事業

1歳未満の子を養育する人が、家事や育児をすることが困難で、ほかに家事や育児を行う人がいない場合や、3歳未満の子を2人以上養育する家庭に子育て支援ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う子育て支援事業です。

※妊娠中の人もご利用できます。

利用時間と回数 1回2時間以内、1日2回を限度とし、延べ30回利用できます。
多子の場合は、1年につき30回ずつ
妊婦の場合は、出産日まで20回

援助の内容	(1) 家事援助	(2) 育児
	食事の準備及び後片付け 衣類の洗濯、補修 居室等の掃除、整理整頓 生活必需品の買い物 関係機関との連絡 その他必要な家事援助	授乳 おむつ交換 もく浴介助 適切な育児環境の整備 その他必要な育児援助

利用者負担金 1時間あたり900円
（所得状況に応じて市が負担する制度があります。）

手続き 事業を利用する場合は、あらかじめ登録が必要です。
（母子手帳交付後、登録してください）
申請後「子育て支援ヘルパー事業利用者登録証」が交付されます。
利用者登録証の交付後、利用希望日が決まりましたら、市と契約した派遣事業者と日程を調整してください。
※派遣事業者は市のホームページ又はリーフレットをご覧ください。

問い合わせ 福祉事務所 保育児童課

葵 区 ☎221-1096 駿河区 ☎287-8675 清水区 ☎354-2429